

南島原市木材利用行動計画

令和4年10月14日策定

1. 計画策定の趣旨

この計画は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律36号）第9条第1項の規定に基づき策定した「南島原市木材利用促進基本方針」を受けて、南島原市が整備する公共建築物等の具体的な目標や推進体制を定め、地元産木材の利用促進に取り組む。

2. 基本的事項

（1）計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間

（2）対象範囲

- ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- ② 市が整備する道路、河川、公園、土地改良、漁場の公共工事における土木構造物
- ③ 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品

3. 取り組み目標

（1）公共建築物の木造化・木質化及び解体材の木質バイオマス化

① 木造化の基準及び取り組み目標

《木造化の基準》

南島原市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物においては、以下に掲げる場合を除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下の施設については、原則として木造とし、内装等は可能な限り木質化を図る。

なお、上記基準以外の施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を検討する。

ア 建築基準法等の法令の規定により、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難と認められる場合。

イ 災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化に馴染まない又は木造化を図ることが困難と判断される場合

ウ その他やむを得ない事由により木造の使用が適当でないと認められる場合

《取り組み目標》

目 標：毎年度の木造化施設率＝100%

算定式：木造化施設率＝（木造化施設数／木造化可能施設数）×100

〔留意事項〕

○「木造化可能施設数」は、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物において、前述の木造化の基準に該当する建築物数とする。

○「木造化施設」とは、構造上重要な部分（柱、梁、桁など）に 50%以上木材を使用し、次の基準を満たす施設とする。

（木造の使用割合条件）

- ・ 木材使用量の概ね 70%以上を国産材とし、うち地元産木材を 50%以上使用すること

② 内装の木質化の基準及び取り組み目標

《内装の木質化の基準》

南島原市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物にあつては、木造・非木造にかかわらず、関係法令、コスト等の制約がある場合を除き、床や壁、天井等の内装を可能な限り木質化を図る。

《取り組み目標》

目 標：毎年度の木質化施設率＝100%

算定式：木質化施設率＝（木質化施設数／木質化可能施設数）×100

〔留意事項〕

○「木質化可能施設数」は、市が整備する公共建築物数とする。

○「木質化施設」とは、開口部以外の面積に対する木質化施工面積の割合（木質化率※）が 50%以上の施設とし、次の基準を満たすものとする。

（木材の使用割合条件）

- ・ 施工面積の概ね 70%以上を国産材とし、うち地元産木材を 50%以上使用すること

$$\text{※ 木質化率} = \frac{\text{床・壁・天井等で木質化した箇所の施工面積}}{\text{開口部以外の面積} - \text{〔木質化が困難な箇所の面積〕}} \times 100$$

③ 建具等

南島原市が整備する新築・増築又は改築する公共の用又は公用に供する建築物の建具等については地元産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、法令、維持管理、コスト及び防護防犯機能の点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

④ 解体材の木質バイオマス化

南島原市が解体する公共の用又は公用に供した建築物にあつては、燃料利用等に供するため、可能な限り木質バイオマス化を図る。

（２） 公共土木工事における地元産木材の利用

《地元産木材利用の基準》

南島原市が行う公共土木工事において、次表の木材利用例を基本として、積極的に地元産木材を活用する。

(積極的に活用する公共土木工事における木材利用例)

道路	木製ガードレール、間伐材パネル、転落防止柵、案内板、工事用看板、仮設防護柵 等
河川	木工沈床、護岸工、杭柵、工事用看板、仮設防護柵 等
公園	案内板、柵、標識類、ベンチ、あずまや、歩道階段、手すり、野外卓、パーゴラ、遊歩道路盤材、丸太階段、木製階段、木製護岸、植栽支柱、工事用看板、仮設防護柵 等
農業 農村	簡易土留め、柵工、筋工、工事用看板、仮設防護柵 等
漁場	間伐材魚礁、工事用看板 等

(3) 地元産木材を使った机や書棚等の備品及び消耗品の調達

次表の利用例を基本とし、地元産木材を使った製品を積極的に調達する。

ただし、維持管理、コストの点で合理性を欠く場合はこの限りではない。

(積極的に活用する木製品の利用例)

備品	事務机、協議机、ロッカー、カウンター、書棚、倉庫棚 等
消耗品	職員名札、カード立て、文房具等

4 推進体制

(1) 庁内の推進体制

公共部門の木材利用について、農林水産部長が必要に応じて協議会等を設置し、木材利用実績と利用計画の把握、計画の進捗状況を管理・検証し、必要に応じ目標等の見直しを行う。

(2) 地元産木材の利用の推進と安定供給のための推進体制

地元産木材の安定供給と積極的な利用を推進するため、長崎県、南島原市、林業事業体、森林組合、木材関係団体、建築・建設関係団体等と情報交換を行い、木材の具体的な利用方法の検討などを行う。